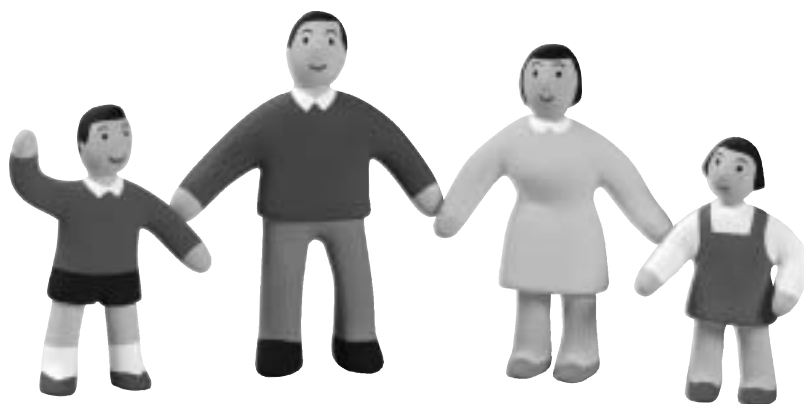
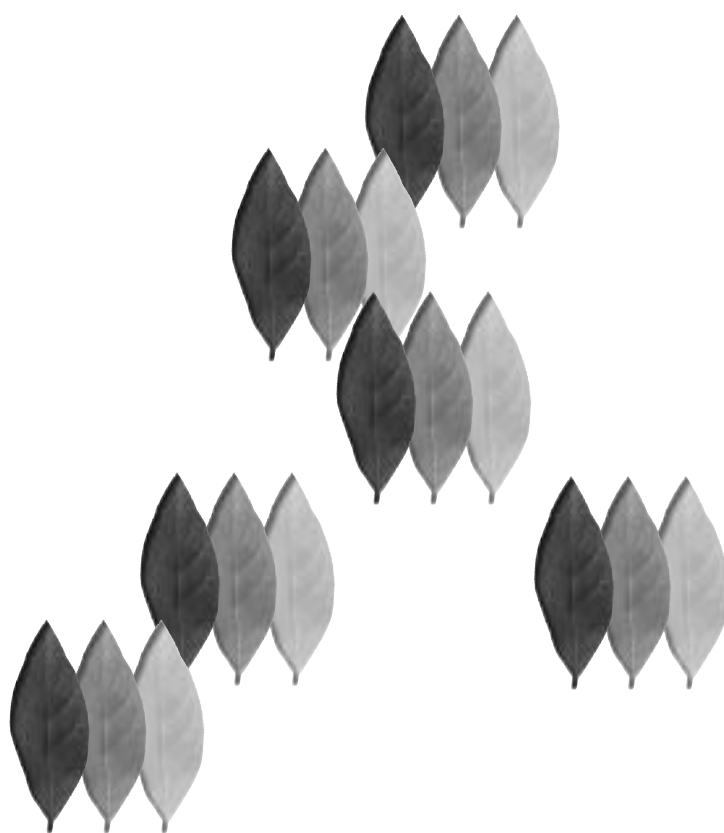


おわりに





行政のつとめ

市民の生涯学習をさかんにするため行政のはたすべき役割のうち、とくに大切なのは、つぎの三つです。

- (1) 普及と啓発につとめること。
- (2) 市民のさまざまな学習活動をさかんにするため多様な支援につとめること。
- (3) 学習の成果(得られた能力)を評価する社会的システムをつくり出すこと。

このうち、(1)と(2)は、これまでのさまざまな教育活動の経験をふまえ、ただちに全力で取り組む必要があり、(3)については、従来の学歴評価から学習歴による評価への新しい社会的コンセンサスを得ながらすすめてゆくことが望まれます。

また、事業をすすめるうえで、拠点施設の整備や複合活用などによる地域での取り組みの強化、さらに、市町村の枠をこえた広域的な取り組みの強化、どちらも大切になります。



市民が主体、民間も支援を

学習の主体は市民一人ひとりです。積極的に学習に取り組むことが望まれます。

多くの市民が働く企業、学習に関連する団体や教育事業者など民間の活力にも大きな期待がよせられます。

あらゆる力を一つにして、豊かな松本市の生涯学習事業を推進してゆきましょう。



第2次基本構想策定までの経過

1 見直しの社会的背景

松本市生涯学習基本構想「学びの森づくりをめざして」が策定(平成6年3月)されてから10年経過。

- (1) 高度経済成長後の社会情勢の変化(少子・高齢社会、高度情報社会、国際化の進展、環境破壊・汚染、地球温暖化等)による人々の意識と地域の変容。
- (2) 量から質へ、心の豊かさへの転換による学習の質を高める意識の変化。
- (3) 地域や子どもたちを取巻く社会環境の変化と市民が主役のまちづくりに向けた学習が求められている。

2 見直しの考え方

- (1) 平成6年に策定された基本構想は、多くの市民の活動事例を反映させた提言や庁内プロジェクトチームの報告をもとに十分論議されてきたものであり基本的部分については変更しない。
- (2) 平成15年度から実施してきた関係団体の生涯学習に関する意見聴取の基本調査及び基本構想の各論から課題を設定するとともに各論の記載内容整合性について見直しを中心に進める。
- (3) 生涯学習基本構想が市民との協働の生涯学習による地域づくりの指針とするもの。

3 見直し経過

[H.15.7~16.3]

関係団体等から生涯学習に係る課題の聴取(15団体、延べ191人)。

[H.16.5]

生涯学習推進本部委員・幹事合同会議で見直しの進め方を協議。

[H.16.5]

部長会議で生涯学習基本構想の見直しの基本的な方針を協議。

[H.16.5~17.1]

市民委員(18名)、庁内委員(23名)によるプロジェクト委員を組織し、5つの班に分け、基本構想と同基本構想資料編の内容について15回の会議を開催し、見直しを進める。

[H.17.2]

生涯学習推進本部委員・幹事合同会議で見直し内容案を協議、承認。

松本市生涯学習推進本部設置要綱

平成3年10月1日

訓令甲第10号

(目的)

第1条 この要綱は、生涯学習に関する施策を総合的に推進するため、松本市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、松本市の生涯学習に関する総合的な計画の策定及び事業の運営に関する事務をつかさどる。

(組織)

第3条 推進本部に、本部長、副本部長、委員及び幹事を置く。

2 本部長は、教育長をもって充てる。

3 副本部長は、教育部長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

6 幹事は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 本部長が必要と認めるときは、委員及び幹事を追加することができる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部会議及び幹事会議とする。

(本部会議)

第5条 本部会議は、所掌事務に関する基本方針を協議する。

2 本部会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(幹事会議)

第6条 幹事会議は、本部会議に討議する事案を検討準備し、本部会議の決定した事案の執行に伴う必要な事項を処理する。

2 幹事会議は、事務局長が招集し、事務局長が議長となる。

(事務局)

第7条 事務局は、教育委員会に置く。

2 事務局長は、社会教育課長をもって充てる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要は事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日訓令甲第1号)

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日訓令甲第1号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日訓令甲第27号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日訓令甲第8号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月1日訓令甲第11号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

松本市生涯学習推進本部委員・幹事

[本部長]
教育長

[副本部長]
教育部長

別表第1 (委員)

総務部長
財政部長
市民環境部長
健康福祉部長
経済部長
建設部長
上下水道部長

別表第2 (幹事)

行政管理課長
企画課長
職員課長
人権課長
男女共生課長
財政課長
市民生活課長
福祉計画課長
農政課長

計画課長
教育総務課長
学校教育課長
中央公民館長
中央図書館長
文化振興課長
美術館副館長
博物館長
体育課長
総務課長

[事務局長]
社会教育課長

松本市生涯学習基本構想 市民ワーキング委員

井口 庸生 (松本シニアネットクラブ)
石田 さち子 (公民館運営審議会委員)
乾 順子 (公民館運営審議会委員)
牛山 幸彌 (松本まるごと博物館友の会)
川田 龍平 (松本大学非常勤講師)
北沢 和雄 (松本地域精神障害者家族会連絡協議会)
近藤 泉 (なんなん平和人権グループ)
下條 公子 (松本市健康づくり推進員連合会)
鈴木 貴美枝 (ボランティアMの会)
高木 宏之 (松本市町内公民館長会)
田中 秀一 (和田地区福祉ひろばを支える会)
筒井 敏男 (まつもと男女共生市民会議)
原 弥生 (社会教育委員)
藤田 恭子 (エコマメ隊サポーター)
降幡 和彦 (びあねっと21)
松澤 弥栄 (夜間学校「学び隊」)
松田 絵理 (元今井公民館図書視聴覚委員)
柳澤 聡子 (松本大学講師)